

潮来市国民健康保険税率等の見直しについて

1 国民健康制度の改正について

平成30年度の制度改正より、都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営について中心的な役割を担うこととなりました。市町村は、資格異動、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担っており、国民健康保険税の賦課（課税）・徴収についても引き続き行っております。また、国保事業費納付金^{※1}を都道府県に納付するため、4方式・3方式・2方式のいずれかの賦課（課税）方式で算定した国民健康保険税を賦課（課税）し、徴収しています。

※1 国保事業費納付金とは

都道府県が市町村の行う保険給付に要する費用を交付する財源に充てるため、市町村から都道府県に納めるもの。

2 被保険者数等、賦課（課税）方式、税率等の状況について

○潮来市の被保険者数等の状況について（隔年9月末日現在）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
被保険者数	8,569人	8,138人	7,680人	7,410人	7,288人
前年比	-	△431人	△458人	△270人	△122人
世帯数	4,845世帯	4,695世帯	4,524世帯	4,448世帯	4,437世帯
前年比	-	△150世帯	△171世帯	△76世帯	△11世帯

事業月報より

○潮来市の世帯員・年齢構成状況（令和3年10月1日現在）

■世帯構成

世帯構成	世帯数	構成割合
1人	2,416	54.90%
2人	1,419	32.24%
3人	348	7.91%
4人	121	2.75%
5人	56	1.27%
6人	26	0.59%
7人	12	0.27%
8人	1	0.02%
9人	2	0.05%
合計	4,401	100.00%

■年齢構成

年齢別	人数	構成割合
0歳～6歳	178人	2.44%
7歳～18歳	444人	6.09%
小計	622人	8.53%
19歳～39歳	902人	12.37%
40歳～64歳	2,265人	31.07%
65歳以上	3,501人	48.03%
合計	7,290人	100.00%

○市内の賦課（課税）方式の状況（令和3年4月1日現在）

- ・4方式 応能割（①所得割・②資産割） 応益割（③均等割・④平等割）
20市町村
- ・3方式 応能割（①所得割） 応益割（②均等割・③平等割）
24市町村
- ・2方式 応能割（①所得割） 応益割（②均等割）
0市町村

○近隣市の賦課（課税）方式・税率等（令和3年度）

（単位：％・円）

保険者名	① 医療保険分			② 後期高齢者支援金分			③ 介護保険分 (40歳以上65歳未満)			合計		
	応能割	応益割		応能割	応益割		応能割	応益割		応能割	応益割	
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
潮来市	6.6	23,000	25,000	2.2	7,000	8,000	1.7	15,000		10.5	45,000	33,000
鹿嶋市	7.5	16,000	22,000	2.4	7,000	6,000	2.0	10,000	5,000	11.9	33,000	33,000
神栖市	6.6	21,500	24,000	2.5	6,000	8,000	1.5	13,500		10.6	41,000	32,000
行方市	6.7	24,000	26,000	2.1	7,000	8,000	1.9	16,000		10.7	47,000	34,000
銚田市	6.5	21,000	20,000	2.3	12,000	11,000	2.7	13,000		11.5	46,000	31,000

（算定方法）

- ・所得割 = 世帯の総所得金額等 × 所得割率（％）
- ・均等割 = 世帯の被保険者数 × 均等割額（円）
- ・平等割 = 1世帯 × 平等割額（円）

3 賦課（課税）方式を2方式に統一する考え方について

- ・茨城県国民健康保険運営方針（令和2年10月一部改正）の第3の2（3）中において、「各市町村における国保料（税）の算定方法については、2方式（所得割・均等割）とし、令和4年度からの統一を目指す。」と規定されている。
- ・持続可能な国保制度とするため、県内市町村の賦課（課税）方式を統一し、国が求める将来的な保険料水準の統一に向けたもの。
- ・簡潔、公平な賦課（課税）方式であること。
平等割は、世帯構成に関係なく世帯に賦課されるものであり、これにより世帯構成員が少ない世帯の負担が大きくなっていた。
- ・県内の国保世帯の約85％が1人又は2人世帯（H30時点）であり、制度創設時の昭和30年代と比べ、家族の形態が大きく変わってきた。
※「平等割（被保険者世帯当たり）」を賦課（課税）する意義の希薄化
潮来市でも、1人世帯が約55％、2人世帯が約32％と被保世帯全体の87％を1人、2人世帯が占めている。（P1 潮来市の世帯員構成状況）
- ・近年増加している低所得の高齢者単身世帯の負担感を減らすことができること。

4 県内市町村における令和4年度2方式への移行の方針

※令和3年12月15日時点

水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、東海村、那珂市、常陸大宮市、鹿嶋市、神栖市、潮来市、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、守谷市、利根町、つくば市、ひたちなか市、城里町、稲敷市、坂東市、筑西市、かすみがうら市、行方市、桜川市、つくばみらい市、笠間市（37/44市町村）

【3方式から2方式とする場合】

- ・ 応能割合（所得割）
 - ・ 応益割合（均等割・平等割）
- } (平等割) ⇒ (均等割) で補うことになる
廃止



○賦課（課税）方式を変更するにあたっての賦課（課税）統一イメージ（県資料参考）

- ・ 賦課（課税）方式を変える（3方式→2方式）ことにより、世帯当たりの課税額は家族構成員等によって増減幅が変わる。
- ・ 平等割の廃止により、均等割が高くなり、多子世帯などの課税額が高くなる傾向がある。
- ・ 所得の少ない高齢者や1人～2人世帯などは、課税額が安くなる傾向がある。
- ・ 応能、応益のバランスに配慮し、税額の増減幅を少なく抑えるような税率の算出に努める。

○応能割合・応益割合について

	応能割 (所得割)	応益割 (均等割)	理 由
現行	48%	52%	応能割・応益割の割合を据え置き、平等割の廃止に伴う、均等割の急増を抑え、一人当たりの負担増を軽減。
改正後	48%	52%	

5 国民健康保険税賦課（課税）2方式見直し（案）について

（単位：％・円）

	① 医療保険分			② 後期高齢者支援金分			③ 介護保険分 (40歳以上65歳未満)		合 計			調定額
	応能割	応益割		応能割	応益割		応能割	応益割	応能割	応益割		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割	平等割	
現行	6.6	23,000	25,000	2.2	7,000	8,000	1.7	15,000	10.5	45,000	33,000	632,100,000
案 1	6.6	39,000	-	2.2	12,000	-	1.7	15,000	10.5	66,000	-	643,225,400
案 2	6.6	38,000	-	2.2	12,000	-	1.7	14,000	10.5	64,000	-	634,957,500
案 3	5.7	32,000	-	2.8	16,000	-	2.0	15,000	10.5	63,000	-	617,138,300

（案 1）

現行の応能割（所得割）を変更せず、応益割の（均等割と平等割）を被保数で、按分・合算し、応能割（所得割）と応益割（均等割）の試算を行ったところ、全体の税額が現行より増額となる結果となった。

（案 2）

現行の応能割（所得割）を変更せず、応能割（所得割）と応益割（均等割）の比率を現行の48：52となるよう試算を行ったところ、全体の税額が現行より増額となる結果となった。

（案 3）

県の示す令和2年度の標準保険料率を参考に見直しを行った。

応能割（所得割）の全体の率は、変更せず内訳の比率を見直した。

①医療保険分6.6%⇒5.7%、②後期高齢者支援分2.2%⇒2.8%とすることで、応能割（所得割）全ての対象者に係る割合を8.8%⇒8.5%、③介護保険分は1.7%⇒2.0%とした。

また、応能割（所得割）と応益割（均等割）の比率は、現行の48：52ままとし、世帯構成員の多い世帯の国保税の急増を抑えることができるものと考えられる。

※ 11月29日に茨城県から示された国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」）の仮算定額が、当初の見込額よりも増額となっていること及び賦課（課税）方式変更に伴う国保税の増額を抑える為、支払準備基金の活用も検討していく。

6 近隣市の保険税率（案）の状況について

資料 No. 4-2 参照

7 保険税の軽減措置について

○現行の軽減措置

- ・前年の世帯の総所得金額等が次の基準を下回る場合、均等割・平等割を軽減します。なお、基準を下回っても所得が未申告の場合は軽減されません。

軽減割合	世帯主 ^{*1} と被保険者数 ^{*2} の前年中の総所得金額等の合計額
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数 ^(※3) -1)以下
5割	43万円+28.5万円×(被保険者数 ^(※2)) +10万円×(給与所得者等の数 ^(※3) -1)以下
2割	43万円+52万円×(被保険者数 ^(※2)) +10万円×(給与所得者等の数 ^(※3) -1)以下

※1 国保の被保険者ではない世帯主(擬制世帯主)の所得も軽減判定所得に含みます。

※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した人を含みます

※3 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)又は110万円超(65歳以上))を受ける人です。

○新たな軽減措置

令和3年9月10日及び15日付で、国民健康保険法施行令の一部改正に係る関連政省令が公布され、令和4年度から世帯の当該被保険者(未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者))を対象に、均等割額の5割軽減と改正。(内容は、表1参照)

表1 未就学児の均等割軽減内容

均等割軽減	国の軽減	未就学児軽減率
7割	(均等割 - 7割) × 5割軽減 = 1.5割	8.5割
5割	(均等割 - 5割) × 5割軽減 = 2.5割	7.5割
2割	(均等割 - 2割) × 5割軽減 = 4.0割	6.0割
0割	均等割 × 5割軽減 = 5.0割	5.0割

- ・子育て世帯への経済的負担の観点から多子世帯や低所得世帯による制限をかけず、広く未就学児がいる世帯に対し一律に軽減を行う。

○潮来市独自の軽減(案)

国保特別交付金(県繰入金)を活用し、就学児から18歳までの子どもの均等割の軽減を、上記、表1の未就学児軽減と同様の割合で行う。

- ・茨城県より総額5億円を20歳未満の被保険者数で按分した額について、補助が受けられる予定。(※国保特別交付金(県繰入分)。1人あたり67千円)

○未就学児軽減及び就学児から18歳までの軽減の効果について

※18歳に達する日以後の最初3月31日まで

令和3年10月1日現在の比較

(単位：円・世帯)

	国民健康保険税 調定額 (現行3方式との差引)	軽減総額		増加 世帯	減少 世帯	計
			うち 18歳まで の軽減額等			
現行3方式 (令和3年度)	632,100,000	120,151,425	-	-	-	-
改正2方式	617,138,300 (△14,961,700)	114,495,300	-	1,615	2,723	4,338 (63)
改正2方式と 未就学児軽減	614,543,900 (△17,556,100)	117,089,700	2,594,400	1,551	2,803	4,354 (47)
改正2方式と 18歳までの軽減	607,435,100 (△24,664,900)	124,198,500	9,703,200	1,358	2,987	4,345 (56)

※ 就学児から18歳までの軽減額：7,108,800円

【増加世帯】

(単位：人・世帯)

	1万円 未満	1万円以上 2万円未満	2万円以上 3万円未満	3万円以上 5万円未満	5万円 以上	増加 世帯	増加割合 (4,401)
改正2方式	1,191	235	88	63	38	1,615	36.69%
改正2方式と 未就学児軽減	1,178	213	80	54	26	1,551	35.24%
改正2方式と 18歳までの軽減	1,116	167	53	20	2	1,358	30.85%

※賦課(課税)度額世帯除く(改正に伴う増加は除き試算：現行99万円超え)

【減少世帯】

(単位：人・世帯)

	1万円 未満	1万円以上 2万円未満	2万円以上 3万円未満	3万円以上 5万円未満	5万円 以上	減少 世帯	減少割合 (4,401)
改正2方式	1,728	861	93	16	25	2,723	61.87%
改正2方式と 未就学児軽減	1,758	885	99	20	41	2,803	63.69%
改正2方式と 18歳までの軽減	1,866	923	133	30	35	2,987	67.87%

8 国民健康保険税課税限度額の改正について

令和3年12月臨時国会にて決定予定の内容

	医療保険分	後期高齢者 支援分	介護保険分	合 計
改正前	63 万円	19 万円	17 万円	99 万円
改正後	65 万円	20 万円	17 万円	102 万円

・厚生労働省は、令和4年度も一人当たりの医療費の上昇が見込まれる中、課税限度額の引き上げについて、高所得層にも応分の負担を求め、負担感が重いといわれる中間所得層の負担上昇を出来る限り抑制することを目的として改正予定。

11月1日（国保実務より）

【これまでの経緯】

- 平成27年度 4万円引き上げ
- 平成30年度 4万円引き上げ
- 令和元年度 3万円引き上げ
- 令和4年度 3万円引き上げ（予定）

9 その他

【決算の推移】 決算額の過去5年推移

（単位：円）

	歳入総額	歳出総額	実質収支 繰越額	備 考
平成28年度	4,695,360,287	4,318,502,949	376,857,338	
平成29年度	4,388,870,172	4,135,839,400	253,030,772	
平成30年度	3,488,423,462	3,461,305,917	27,117,545	課税4方式⇒3方式へ 事業費納付金制度開始
令和元年度	3,190,232,878	3,137,059,210	53,173,668	
令和2年度	3,024,263,245	2,927,301,360	96,961,885	新型コロナウイルスの影響に より医療費等の減少

※ 平成30年度から国保財政運営の責任主体が都道府県となる。

【支払準備基金の推移】

○支払準備基金過去5年の推移

(単位：円)

	前年度末 現在高	決算年度中 増減額	決算年度末 残高	備考
平成 28 年度	297,740,374	△117,292,828	180,447,546	
平成 29 年度	180,447,546	102,269,769	282,717,315	
平成 30 年度	282,717,315	35,325,488	318,042,803	課税 4 方式⇒3 方式へ 事業費納付金制度開始
令和元年度	318,042,803	△16,932,872	301,109,931	
令和 2 年度	301,109,931	41,755,655	342,865,586	
令和 3 年度	342,865,586	(90,000,000)	(432,865,586)	() 見込額

【納付金の推移】

○国民健康保険事業費納付金の推移

(単位：世帯・人・円)

	世帯数	被保数	1 人当たり の納付額	納付額	備考
平成 30 年度	4,449	8,144	129,711	1,056,363,509	
令和元年度	4,292	7,668	118,257	906,795,860	
令和 2 年度	4,226	7,442	109,468	814,662,686	
令和 3 年度	4,202	7,266	103,179	749,698,600	
令和 4 年度	4,601	6,979	115,228	804,178,473	見込額 (県仮算定額)

【国民健康保険特別会計（令和4年度）（見込）】

※令和4年度当初予算（当初要求）ベースで作成

○歳出

（単位：円）

科目	令和4年度
事業費納付金 ^{※1}	804,181,000
歳出合計	3,148,200,000

※1 事業費納付金は、令和4年度（県仮算定額）で計上（P.8 参照）

○歳入

（単位：円）

科目	令和4年度
国保税（現年度） ^{※2}	536,486,680
国保税（過年度）	24,229,000
その他（保険基盤・県支出金等）	2,526,379,000
歳入小計	3,087,094,680
支払準備基金 ^{※3} 繰入金	61,105,320
歳入合計	3,148,200,000

※2 調定額の被保険者数96%、収納率92%で算出

※3 支払準備基金（P.8 参照）

○調定額

（単位：円）

項目	令和4年度
保険税（現年度）調定額 ^{※4}	607,435,100

※4 国民健康保険税調定額（「改正2方式と18歳までの軽減」）（P.6 参照）